

〔重要な会計方針〕

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成30年9月3日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（平成31年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によっております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）となっております。

3. 賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

4. 退職給付に係る引当金の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

6. 会計方針の変更

(1) 賞与引当金

役職員への賞与については、運営費交付金により財源措置されることから、前事業年度まで引当金を計上していませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上するとともに、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

これらが経常利益、当期純利益及び当期総利益に与える影響はありません。

(2) 退職給付引当金

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されることから、前事業年度まで引当金を計上していませんでしたが、独立行政法人会計基準等の改訂により、当事業年度より、当事業年度末における退職給付債務を退職給付引当金として計上するとともに、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

これらが経常利益、当期純利益及び当期総利益に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

(1) 純資産の部の表示方法の変更

損益外減損損失累計額について、前事業年度まで資本剰余金の控除項目として表示しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、その他行政コスト累計額の減損損失相当累計額として表示しております。

〔退職給付に係る注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,197,844 円
退職給付費用	2,226,251 円
退職給付の支払額	▲ 424,508 円
期末における退職給付引当金	<u>2,999,587 円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	2,226,251 円
----------------	-------------

3. 退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、5,735,122円であった。

〔損益計算書に関する注記〕

臨時損失に計上した会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入83,397,876円及び会計基準改訂に伴う退職給付費用1,197,844円は、平成30事業年度以前の発生分であります。

臨時利益に計上した賞与引当金見返に係る収益83,397,876円及び退職給付引当金見返に係る収益1,197,844円は、会計基準改訂に伴い期首に計上した収益であります。

〔金融商品の時価等に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,603,155,589	6,603,155,589	—
(2) 未払金	(3,506,569,118)	(3,506,569,118)	—

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額
敷金・保証金(※)	262,816,517

(※) 敷金・保証金については、将来のキャッシュ・フローの発生時期が未定であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

[資産除去債務関係]

当法人は、特許庁庁舎の国有財産使用許可書及び事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する庁舎及び事務所等の使用期限が明確でなく、移転時期も未定であることから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

[リース取引に関する注記]

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料は下記のとおりです。

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	169,387,385	円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	508,162,155	円

[その他情報]

1. 重要な債務負担行為

(単位：円)

件名	契約額	翌事業年度以降 支払予定額
中小企業等特許情報分析活用支援事業（委託）	248,971,591	117,064,200
窓口相談支援事業（委託）	1,944,367,174	1,933,050,314
知的財産プロデューサー等派遣事業（委託）	1,096,784,782	1,095,642,826
イメージマッチング技術を利用した画像デザイン意匠公報検索支援ツール運用サービス	218,900,000	218,900,000
窓口機能強化事業（委託）	2,131,990,000	2,131,990,000
知財総合支援窓口運営業務（47箇所）	3,323,115,194	3,323,115,194

2. 重要な後発事象

該当事項はありません。